

2015年9月30日、労働者派遣法改正法が施行されました

- 今回の法改正は、派遣元企業での雇用形態（無期雇用或いは有期雇用）によって、規制内容が異なるという点が特徴です。
- 当社のエンジニアは無期雇用（正社員）のため、立場が安定しており、法改正により以下のメリットが挙げられます。

お客様・エンジニアにとってのメリット

お客様にとってのメリット

- 無期限雇用派遣は、期間及び業務の制限がなくなるため、派遣エンジニアの活用自由度が高まります。
- 業務区分(専門26業務)がなくなるため、契約手続きや管理がしやすくなります。

エンジニアにとってのメリット

- 業界の健全化が進み、キャリアアップ支援が得られます。
- 派遣元（当社）には、待遇確保や教育研修会、派遣先での福利厚生利用等に配慮義務が課せられるため、より安心して働くことができます。

● 法改正の主なポイント

業界の健全化

全ての労働派遣は「許可制」になります。

期間制限の撤廃

無期雇用派遣であれば、派遣期間の制限がなくなります。

業務区分の撤廃

付随的業務(ミーティング、掃除、片付け、保守等)の制限がなくなります。

雇用安定化措置について

同一業務に1年以上勤務の特定有期雇用派遣労働者について、派遣元から依頼がある場合には派遣先に直接雇用の努力義務が生じます。又、派遣先企業が正社員を募集する場合には、募集情報の提供義務が生じます。

派遣労働のキャリアアップ推進

賃金、教育訓練、福利厚生施設利用等について、均衡待遇が強化されます。

● 当社のポイント(無期雇用派遣)

派遣事業許可申請

2016年8月1日に派遣事業許可を取得しております。
派 40-300874

派遣先企業の利便性の向上

「評価・試験・保守」等の設計開発の周辺業務で、期間の制限がなくなります。

派遣先企業の活用自由度の向上

従来、労働時間の1割を超えてはならないとされていた「付随労働」も制限なく対応が可能となります。

「正社員化」対応の不要

弊社のエンジニアは無期雇用のため、雇用の安定化が既に図られており、「正社員化」の対応は不要です。

実践型キャリア支援制度を設けております

エンジニアの処遇や教育体系等は一定水準以上を確保しております。
エンジニアのキャリア形成については研修専門の部署が全面的にサポートします